

令和2年4月

事業者 様
ご担当者 様

公益財団法人 中国労働衛生協会

新型コロナウイルス感染症対策について（ご依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の健康診断事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が政府から発出されたことを受けて、当協会においても感染予防対策を下記のとおり実施させていただきます。

何卒、ご理解とご協力の程、よろしく願いいたします。

記

1 健康診断を受診される方、ご来訪頂く方

1) 健康診断は通常通り実施させていただきますが、次のいずれかに該当される方は健康診断受診、並びにご来訪をご遠慮下さいますようお願いいたします。

- 発熱（37.5度以上）がある方
- 新型コロナウイルス患者や、その疑いがある方と濃厚接触歴のある方
- 2週間以内に海外渡航歴のある方
- 「2週間以内に海外渡航歴のある方」と濃厚接触歴のある方
- 2週間以内に特定警戒都道府県への移動・訪問及び滞在歴のある方

以上の方で、健診をご遠慮頂いた場合は、別途受診日を調整させていただきます。

2) 次の方は受診をお断りする場合があります。

- 体温が37.5度未満であっても、体調のすぐれない方（咳、味覚又は嗅覚異常、倦怠感、呼吸苦の症状がある方）

2 健康診断実施にあたって

当協会では新型コロナウイルス感染防止のため、皆様のご協力のもと、職員を含め徹底した感染防止対策を行い、安全な健康診断の実施に取り組んでいきます。

1) 職員の健康チェック

毎朝の検温と症状のチェックを行います

（37.5度以上の発熱を認めた場合は出勤停止）

2) 職員の手指消毒の徹底とマスクの着用

健診時、こまめな手指消毒を徹底し、マスクを着用して実施します

3) 皆様へのお願い

受診時に手指消毒の徹底と、できる限りのマスク着用をお願いいたします

以上